

# 大川市議会第2回臨時会会議録

平成25年2月28日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
8番	中村博満	16番	古賀光子
9番	平木一朗	17番	川野栄美子

## 欠席議員

7番 今村幸稔

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
副市	長	木下修二										
教	育	長 石橋良知										
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 ( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付 議 事 件

- 1 . 開 会 の 宣 告
- 1 . 会 期 の 決 定
- 1 . 議 案 の 上 程

報告第3号 専決処分の報告について（野球ボールによる車庫窓ガラス及び車両損  
壊に係る損害賠償）

議案第2号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 大川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

- 1 . 提 案 理 由 の 説 明
- 1 . 一 部 議 案 の 質 疑  
( 報 告 第 3 号 )
- 1 . 一 部 議 案 の 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決  
( 議 案 第 2 号 ~ 第 4 号 )
- 1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

## 1. 閉 会 の 宣 告

午前 9 時 30 分 開会

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。今村幸稔議員より欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第 2 回大川市議会臨時会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第 3 号 専決処分の報告について（野球ボールによる車庫窓ガラス及び車両損壊に係る損害賠償）1 件、さらに、本市議会議員石橋正毫君外 4 名から、議案第 2 号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてなど 3 件の提出がなされております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日限りと決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、議案の上程を行います。

市長から議案 1 件の送付がなされ、さらに大川市議会議員、石橋正毫君外 4 名から議案 3 件の提出がなされており、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読を省略し、報告第 3 号 専決処分の報告について（野球ボールによる車庫窓ガラス及び車両損壊に係る損害賠償）から議案第 4 号 大川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、案件 4 件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

まず、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成25年第2回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用な中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

本議会に提案をいたしております報告第3号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたすものであります。

以上、提出議案の御説明を申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（中村博満君）

次に、議案第2号から第4号までの3件について、提案理由の説明を求めます。12番。

12番（石橋正毫君）（登壇）

皆さんおはようございます。提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、近年の地方の自由度を高めるということから、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間などについて法で定めていた事項を条例に委任しようとするものであります。

次に、議案第3号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、委員会のみ認められていた公聴会の開催、参考人の招致を本会議においても認めようとするものであります。

次に、議案第4号 大川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称が政務活動費に改められ、政

務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めようとするものであります。

以上でございます。

議長（中村博満君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際お諮りいたします。ただいま議題といたしております報告第3号 専決処分の報告について（野球ボールによる車庫窓ガラス及び車両損壊に係る損害賠償）、議案第2号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議案第4号 大川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上4件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、まず報告第3号 専決処分の報告（野球ボールによる車庫窓ガラス及び車両損壊に係る損害賠償）についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告がございませんので、報告第3号については以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、議案第2号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はございません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第2号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第3号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第4号 大川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番水落常志君、6番石橋忠敏君、以上2人を指名いたします。

以上で本臨時会の議事は全て終了いたしました。

これにて平成25年第2回大川市議会臨時会を閉会いたします。

午前9時41分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 中村 博満

大川市議会議員 水落 常志

大川市議会議員 石橋 忠敏